

# 相続や法人の合併等により農地等の権利を取得したときは、農業委員会への届出が必要です。

## どういう内容なの？

相続や法人等の合併に伴う届出は、農業委員会総会で諮られる農地等の権利移動に係る許可申請手続きとどう違うの？と思われる方が多いかも知れません。

農地法（第3条の3）では、農地又は採草放牧地について、農地法（第3条第1項）の許可等を受けた場合以外の相続等で、所有権、地上権、使用貸借等による権利、賃借権等の権利を取得した場合、遅滞無くその農地等の存する市町村の農業委員会に対して、「許可申請」ではなく「届出」をするよう規定されています。

このような届出は、農業委員会が許可等によって把握できない農地等の権利移動があっても、農業委員会がこれを知り、その機会をとらえて、農地等の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにする大切な役目を担っています。

**相続や法人の合併等があった場合は、必ず農業委員会への届出をお願いします。**

## どのような権利取得なの？

届出が必要とされる具体的な農地等についての権利取得は、次のとおりです。

- 1 相続（遺産分割、包括遺贈及び相続人への特定遺贈を含む。）
- 2 法人の合併・分割
- 3 時効等

また、本文では「遅滞無く届け出る」こととなっておりますので、農地等について権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内の期間に手続きを行うことに留意してください。

さらに、この届出は、農地法第3条第1項に掲げる権利取得の効力を発生させるものではなく、例えばとなりますが、届出をしたことにより時効による権利の取得が認められるというものではないことに注意する必要があります。

## どのように届出するの？

次に掲げる事項を記載した書面を、農業委員会に提出してください。

- ・権利を取得した者の氏名及び住所  
（法人：その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ・権利を取得した農地又は採草放牧地の所在、地番及び面積
- ・権利を取得した事由及び権利を取得した日
- ・取得した権利の種類及び内容

※届出書は任意様式でも構いませんが、幕別町のホームページからダウンロードできます。

【幕別町のトップページ】 観光・産業ビジネス ⇒ 農業 ⇒ ○農業委員会  
⇒ ○各種様式 を順にクリック

※不明な点がありましたら農業委員会まで問い合わせください。

【問い合わせ先：☎幕54-6625 農地振興係】